

# 広島県立

もんじょかん

# 文書館だより

NO.33



HIROSHIMA PREFECTURAL ARCHIVES NEWS

2009.1



## 開館二十周年を迎えた県立文書館

広島県立文書館長 石本俊憲

広島県立文書館は、昭和六十三年（一九八八）年十月一日に開館し、昨年十月に二十周年を迎えました。

文書館は、郷土広島県に関する歴史資料としての文書・記録を収集、保存し、県民の皆様がそれらを利用していただくための施設です。明治百年記念事業として計画された広島県史編纂事業によって収集した資料を受け継いで開館しましたが、収蔵資料は年々充実し、現在は県庁文書約五万冊、古文書約二二万点、行政資料七万四千点に増えています。

毎年の整理業務の結果を、目録として冊子にしていますが、平成十五年度からはホームページにも掲載できるようになったことで遠来の方々の利用も便利になってきました。県外利用者の年間利用券発行者数に占める割合は二割を超えるようになりました。

また記録を残すことについての意義や古文書の取り扱いなどについて理解を深めていただくために展示や古文書解読講座、文書保存管理講習会などの普及啓発事業を実施してきました。解読講座の受講生から同好会が生まれ、二グループ約二二〇人の方々が月例会で学習され、資料集の作成などを手伝って頂いています。

文書保存管理講習会は市町村の文書保存管理担当者にとっては唯一の講習会として喜ばれてきました。

開館当時は、情報化ということが盛んに言われた時代でした。今振り返るとこの二十年間の環境変化はまさにその言葉どおりでした。本県においても、公文書公開条例の制定、パソコンの普及、LANの構築、インターネットの普及、文書管理システムでの電子文書化、情報公開条例や個人情報保護条例の制定と、情報（文書）をめぐる環境は大きく変化して来ました。

文書館の業務も、時代の要請に添えていかなければなりません。目録は電子化されていますが、保存される文書は紙中心で電子情報はまだまだごく一部にしか過ぎません。今後は電子情報の保存やデジタルアーカイブズが大きな課題となって来ます。しかし電子記録媒体も紙以上に長期保存が出来る技術的保証はまだありません。

一方、文書の電子化が進む一方で、文書・記録の重要性という認識がだんだん薄くなっているのではないかと大きな危惧を抱いています。

国では年金記録の改ざんやインド洋で活動した給油艦の記録の紛失など公文書管理をめぐる問題を契機として、福田前総理が公文書の管理の抜本的な見直しをすべく昨年二月に公文書管理担当大臣を設置し、内閣府に公文書管理検討のための有識者会議を設けて国の公文書管理の在り方を議論し、その報告書が十一月四日政府に提出されました。政府はこれを受けて今年の通常国会に文書管理法案を提案すべく準備中だと聞いています。

有識者会議の報告の「基本認識」の部分に「公文書の意義」として次のように書いてあります。

民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある。国民の活動や歴史的事実の正確な記録である「公文書」

は、この根幹を支える基本的インフラであり、過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な財産である。

説明責任を担保する制度のひとつは情報公開制度です。もうひとつが公文書館（アーカイブス）制度です。今後本県においても、記録を後世に残すという観点から、文書管理、情報公開、文書館の三つの制度を一体のものとして再構築する検討を始めることが必要です。

文書館が今日在るのは、貴重な資料を寄贈寄託してくださった方々、ボランティアで県内の文書の所在調査を続けていただいている文書調査員の方々、同好会やいろいろな目的で館を利用される閲覧者の方々など沢山の方々のご協力のおかげです。

文化遺産として記録を残していくことの重要性を県民の皆様にもご理解いただくためにも、二十周年を機にわれわれ文書館職員も認識を再度新たに、もっと文書館を利用してもらえようように毎日の業務に励みたいと考えています。成人に達したにもかかわらず未熟な文書館ですが、県民の方々及び県職員の皆様には過去の歴史に学び、先人の足跡を辿る場としてまた広島県の歴史を検証する場として大いに文書館を活用して下さるようお願いいたします。

### 《収蔵文書展によせて》 商業帳簿の形態について

各地の旧家に残る古文書は、それを残してきた家の性格によって内容も様々ですが、何らかの商売によって家を発展させた商家の場合、文書の中心は様々な種類の商業帳簿です。当館でもいくつかの商家文書を収蔵していますが、多くの場合、その中には多種多様な帳簿が含まれています。帳簿は商家の経営管理に必要不可欠なものであり、商家の文書管理とは、すなわち帳簿管理であったと言ってもいいでしょう。

さて、各地の商家文書を見てみると、商業帳簿の形態は、ほぼ豎冊・横長帳・横半帳の三種類に限定されることが分かります。

このうち豎冊は、江戸時代前期の大福帳（本誌三二号表紙を参照）などに見ることができですが、主流となった形態は横長帳と横半帳です。この帳簿の形態にはどのような意味があるのでしようか。少し踏み込んで考えてみることにしましょう。

商業帳簿の多くが横長帳や横半帳である理由は、その機能性に

つたと考えられます。

横長帳や横半帳の多くは、帳簿の綴じ目にぶら下げるための下げ紐が付いています。これは帳場の壁や机の前の帳場格子などに掛けておくためのもので、そのため帳簿の表題は綴じ目のほうを上にして縦書きします。こうすることで、常に帳簿の表題が見える形で保管することができます、使用にも便利です。豎冊には通常このような下げ紐は付いておらず、ぶら下げて保管する形態にはなっていません。このように、帳簿の形態には、それが普及する合理的な理由があったと言えます。では、横長帳と横半帳にはいったいどのような差異があるのでしょうか。

これについては、『日本商事慣例類集』という書物の中に興味深い記述があります。『日本商事慣例類集』は、明治十五年（一八八二）に明治政府が商法を編纂するための参考資料として編集刊行したもので、当時の日本各地の商慣習を調査した

結果をまとめています。必ずしも全国状況を網羅してはおらず、広島県の状況も記されてはいませんが、昔の商家の帳簿を理解するには極めて有用です。この中で、当時最大の商都であった大阪の事例として次のようなことが記されています。



各種商業帳簿 右端が豎冊、左端が横長帳、中央が横半帳（当館所蔵・尾道町橋本家文書）

「後日の証拠となるべき種類の帳簿は、長綴裁切りにして之れを長帳と称し、紙片を増減する事能はず、其記する所真実の事なるべしと推測し得るの綴方なり」。

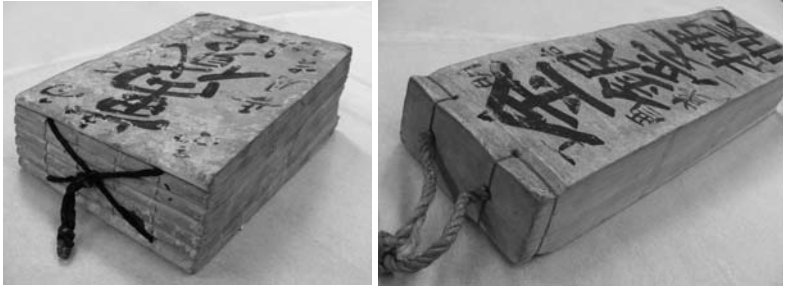
これは横長帳について述べたものですが、取引の証拠としての資料的価値が高い作り方であると見なされていたことが分かります。

江戸時代以来、商家では取引に関して訴訟沙汰になることが多く、そのため裁判時において帳簿がどの程度証拠として有効であるかが問題となっていたのです。

横長帳は、紙片の端を切り揃えて綴じており、しかも料紙をあとか追加することを想定しない作り方になっているため、改ざんしにくい形態であると見なされ、証拠性が高いと判断されていたようです。

横長帳は、その形態から分かるように、縦書きが専らであった時代にあつては、一頁により多くの取引を記載することができるため、毎日の取引を記載するのに適していました。一方、料紙を追加することができないため、長期間の使用には適しておらず、使用期間が一年以内のものが多かったと言えます。

これに対して横半帳は、横長帳に比べて



横長帳の綴じ目

横半帳の綴じ目

てコンパクトで使いやすい反面、証拠としての効力は低いと見なされていたようです。これについては次のように記されています。

「大福帳の如き自家に於ては緊要の帳簿と雖ども、他人に対し後日の証拠を要せざるものは、用紙を四つ折にし二十枚許を一綴とし、之れを数中綴合するの制にして之を袋綴と云ふ、故に大福帳を一名袋帳と云ふの通称あり」。

この記述にあるように、横半帳は四つ折にした料紙を二〇枚程度重ねて綴じたものを基本とし、それを数綴まとめた形態となっています。この横半帳の形態は、

二〇枚一綴の帳片をあとかいくつでも補充して綴ることができるため、「大福帳」のようにたくさんの取引を一冊にまとめた帳簿や、何年にもわたって使用する重要帳簿に適していました（なお、重要帳簿に用いられる横半帳は、<sup>たす</sup>箆筒・戸棚などに保管されるため、下げ紐が付いていないものも多く見受けられます）。しかしその反面、帳片を補充できる形態であるということは改ざんが容易な形態であるとも言え、証拠性の面では横長帳に比べて低いと見なすことも可能です。

大福帳などの重要帳簿は当主や番頭など、経営を管理する人々にとって重要な帳簿であり、商家全体の経営内容を把握する上でなくてはならないものですが、証拠性という点では必ずしも効力の高い帳簿とは言えなかったようです。

なお、さきの引用文の中に「袋綴」とあるのは、正確には「袋帳綴」です。「袋綴」はいわゆる和装本の綴じ方で、綴じられた各葉が底の抜けた袋のようなことになることによります。これに対し「袋帳綴」は、綴じられた各葉が三角袋のような形状になることから、横半帳のことを通称「袋帳」と言い、その綴じ方を「袋帳綴」と言いました。

では、横半帳の形態であればどの帳簿も証拠としての価値が低かったのでしょうか。実は、『日本商事慣例類集』によると、どの地方でも、最も証拠性の高い帳簿と考えられていたのは判取帳です。判取帳は、取引を行ったこと

の証印を取引相手が



判取帳の記載 取引先からの証印が並ぶ (当館所蔵・尾道町松本家文書)

ら受ける時に使われる帳簿ですが、金銭を支払ったことの証印を受ける帳簿は「金銭判取帳」、荷物を相手に渡したこと

の証印を受ける帳簿は「荷物判取帳」と称しました。この判取帳の多くは横半帳の形態をしています。つまり、取引を確かに行つたことを相手に証明してもらう判取帳は、帳簿の形態に関係なく重要な証拠資料となるものであり、従って、どの地方でも判取帳は最も重要な商業帳簿と見なされていたのです。

〈平成20年度 収蔵文書展〉

### 江戸・明治 商家文書の世界

期間：平成21年3月27日(金) ~ 6月9日(火)  
9時~17時(土曜日は12時まで、日曜・祝日・休日は休館)  
入場無料  
場所：広島県立文書館展示室

## 県立文書館 20年のあゆみ

- 昭和 41 年 (1966) 3 月 廃棄行政文書の選別収集を開始
- 昭和 43 年 (1968) 4 月 県史編さん事業を開始
- 昭和 59 年 (1984) 3 月 県史編さん事業が完了
- 昭和 61 年 (1986) 4 月 県立文書館開館準備室が発足

### 昭和 63 年 (1988)

- 3 月 『広島県戦災史』を刊行
- 6 月 公文書館法が施行
- 10 月 広島県立文書館開館・広島県情報プラザ落成式【1, 2】
- 10 月 開館記念特別展示【3】

### 平成元年 (1989)

- 2 月 地方調査員 (12 名) を委嘱
- 3 月 『広島県立文書館紀要』第 1 号刊行【4】
- 4 月 企画展「広島城下の町組と商人文化」【5】
- 9 月 特別展「古文書に見る瀬戸内の海上交易と水軍」
- 10 月 第 15 回全史料協大会を広島で開催【6】
- 11 月 収蔵文書展「明治期広島政治」【7】

### 平成 2 年 (1990)

- 6 月 収蔵文書展「江戸時代の武家文書」【8】
- 8 月 郷土史講座を開始 (以後、毎年開催)【9】
- 9 月 行政文書・古文書保存管理講習会を開始 (以後、毎年開催)
- 9 月 古文書解説入門講座を開始 (以後、全 12 回を毎年開催、平成 10 年より全 10 回)
- 9 月 『広島県立文書館だより』第 1 号刊行【10】
- 10 月 企画展「近世尾道の発展と商人」【11】
- 寄贈寄託文書の総点数が 10 万点を超える【12】

### 平成 3 年 (1991)

- 3 月 広島県立文書館資料集 1『吹寄青枯集』を刊行
- 3 月 『広島県移住史 資料編』を刊行
- 4 月 戦前の県行政文書補完事業を開始
- 7 月 特別展「写真と文書で見る広島県移住史」【13】
- 7 月 古文書解説中級講座を開始 (全 12 回を平成 8 年度まで毎年開催)
- 7 月 文書館だより 2 号表紙に明治期旅券を掲載したことに関し、個人や団体から指摘を受ける

### 平成 4 年 (1992)

- 5 月 企画展「資料で見る広島県の鉄道の歩み」
- 10 月 収蔵文書展「渋谷家文書の世界」
- 12 月 中四国地区文書館等職員連絡会議を開催

### 平成 5 年 (1993)

- 7 月 古文書解説同好会第 1 グループ発足
- 10 月 収蔵文書展「江戸時代の村方文書」【14】
- 10 月 開館 5 周年記念講演会
- 10 月 『広島県移住史 通史編』を刊行

### 平成 6 年 (1994)

- 10 月 収蔵文書展「江戸の旅人たち」【15】
- 収蔵する行政資料の総点数が 3 万点を超える【16】

### 平成 7 年 (1995)

- 3 月 広島県立文書館資料集 2『宮本愚翁日記抜粋・恩ほうし』を刊行
- 7 月 古文書解説同好会第 2 グループ発足
- 7 月 企画展「町と村の戦時体制」【17】
- 10 月 常設展示をリニューアル「古文書への招待」
- 資料を撮影したマイクロフィルムが 50 万コマを超える

### 平成 8 年 (1996)

- 7 月 特別展「不動院文書展」【18】



## 平成9年(1997)

- 7月 続古文書解読入門講座を開始(以後、毎年開催)
- 9月 特別展「毛利元就文書展」【19】

## 平成10年(1998)

- 9月 収蔵文書展「古文書で綴る地方都市商人の世界」【20】
- 収蔵する行政文書の総冊数が4万冊を超える【21】

## 平成11年(1999)

- 4月 図書の複写サービスを開始
- 10月 収蔵文書展「黒瀬町 平賀家文書展」
- 12月 郷土史講座を文書館講演会と改称

## 平成12年(2000)

- 10月 収蔵文書展「賀屋家の人々」【22】

## 平成13年(2001)

- 10月 収蔵文書展「広島戦後の記録 1945-1970」【23】
- 11月 広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会が発足【24】

## 平成14年(2002)

- 7月 企画展「戦中戦後の援護—戦争犠牲者への追悼と援護」

## 平成15年(2003)

- 3月 県立文書館のホームページを開設
- 4月 中間書庫(旧地方公務員研修所)の使用を開始
- 8月 企画展「路面電車が語るヒロシマ」
- 寄贈寄託文書の総点数が20万点を超える
- 資料を撮影したマイクロフィルムが70万コマを超える【25】

## 平成16年(2004)

- 3月 収蔵文書展「明治期地方名望家のあゆみ」【26】
- 3月 広島県立文書館資料集3『村上家乗 慶応二年』を刊行
- 7月 県立図書館とジョイント展示「江戸・明治時代の教科書と教育制度」
- 収蔵する行政資料の総点数が5万点を超える

## 平成17年(2005)

- 3月 収蔵文書展「広島藩の割屋文書」
- 5月 ホームページ上で、収蔵文書仮目録(PDFファイル)の掲載を開始

## 平成18年(2006)

- 2月 中間書庫を旧観音職員寮に移転
- 3月 収蔵文書展「京橋町・保田家文書展」
- 3月 広島県立文書館資料集4『村上家乗 慶応三年・明治元年』を刊行
- 7月 県立図書館とジョイント展示「戦後広島へのドキュメンタリー グラフー田中嗣三と『生きている広島』」

## 平成19年(2007)

- 3月 収蔵文書展「残された村の記録」【27】
- 6月 収蔵地図・絵図展(中四国地区アーカイブズウィーク)
- 8月 常設展示パネルをリニューアル「文書館と収蔵資料」
- 11月 「ニューカレドニアの日系人展」(津田睦美氏企画)【28】
- 収蔵する行政資料の総点数が7万点を超える

## 平成20年(2008)

- 3月 収蔵文書展「開発の時代 広島県行政文書 1955-1975」
- 3月 広島県立文書館資料集5『村上家乗 元治元年・慶応元年』を刊行
- 6月 中国四国地区アーカイブズウィーク(第3回)を開催【29】
- 7月 上川陽子公文書管理担当大臣(当時)が視察に来館【30】
- 10月 20周年記念リバイバル展
- 10月 20周年記念講演会

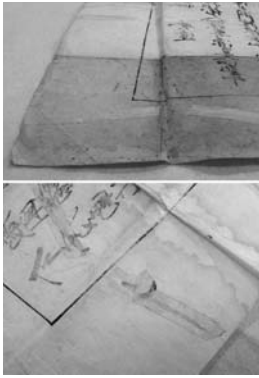


文書館の仕事⑬  
文書の補修 その2

前回の「文書館のしごと⑫」文書の補修 その1」では、文書の埃はらい・皺伸ばし・カビの除去・継目の糊さし・題箋の糊付けなど、文書館で実際に行っている補修をいくつか取り上げました。今回は、破損箇所をセロハンテープや補修テープで貼ってある文書や、ホッチキスの針やクリップなどで綴じられ錆びの発生している文書、また折り目の破れた地図や破れた公文書などの補修について、具体的に紹介しましょう。

セロハンテープ・補修テープの除去  
用具 アイロン(手芸用もの)・あて紙(和紙など)・ピンセットなど

古文書や公文書などには、破損箇所を補修するためにセロハンテープや補修テープで貼り合わせたものがあります。テープの粘着剤は、年月とともに紙にダメージをあたえ、液化化して貼った部分がべとべとになったり、紙が茶色く変色してもろくなってしまうので、なるべくすみやかにがします。テープが硬化し



補修テープが貼ってある文書

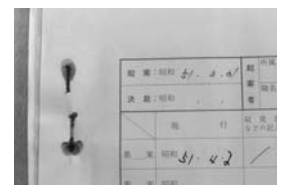
ていて簡単にはがせる場合もありますが、はがしにくい場合は、はがす箇所を少し水で湿らせ、文書にアイロンが直接触れないようにあて紙をして、低温のアイロンの先で少しずつ熱を加え、粘着剤を柔らかくしてから、テープの端をピンセットで持ち上げて慎重にはがしていきます。柔らかくなった粘着剤が紙に残っている場合は、別の紙をあてて少しづつ粘着剤を吸着させて取り除きます。粘着剤が取り除けない場合は、その部分に修復用の楮和紙を貼っておくと強度が増し、粘着材による紙の分解の進行を遅らせることができます。またはがした部分が破れていたり穴などが開いている場合には、修復用の楮和紙をその部分に貼って繕っておきます。固着した粘着剤の溶剤処理や削り落としは、文書を傷めてしまう可能性があるので行っていません。

セロハンテープや補修テープはいったん貼ってしまうと紙を傷めずにはがすのは困難なので、文書に使用することは絶対に避けましょう。

金属類の除去

用具 綴じ糸(木綿糸や麻糸)・紙繕り・針・ニッパー・はさみなど

公文書に使われているホッチキスの針・クリップ・ピンなど金属類は、紙を破りやすく、錆びて文書を汚損するばかりでなく、錆による周辺部分の酸化によって紙が破れてしまうこともあるので取



ホッチキスで綴じてある文書



クリップで綴じてある文書

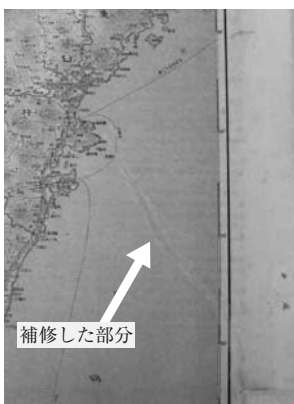
り除きます。ホッチキスの針や針金で綴じてある文書は、小さなニッパーなどで金具部分を起こして除去します。はずすときに不用意に押し広げると紙がちぎれてしまう場合があるので注意しましょう。紙に錆びたクリップが付着している場合は、クリアファイルの小片など薄いフィルム(多少腰のある滑りの良い薄い板状のもの)をクリップと紙の間に両面から差し込んでクリップを押し広げると、クリップが外れやすくなります。はずしたあとは、元の穴を利用して紙繕りや糸などで綴じなおします。クリップ綴じなどで穴のない文書は、ばらばらにならないよう中性紙で作った封筒などに入れておきます。

破れた地図や公文書の補修  
用具 糊・修復用和紙・筆・ピンセット・不織布・重しなど

破れた地図や公文書は、破れた部分に修復用の和紙を貼って補修します。和紙は、楮和紙を使います。和紙の紙の目はタテ目で使用するか、補修する紙の目と合わせます。破損箇所より少し大きめに、水をつけた筆で

線を書き、水で濡れた線にそって和紙を手でちぎり、紙の周囲に繊維が出るようにします(喰裂き)。これで貼ったときに紙繊維が本紙とからみついてはずれにくくなり、修復部分の重なる違和感を減らすことができます。貼る前に破損部分を合わせず、ずれないようにしっかりと重しで押さえておきます。筆で破損部分に糊をつけ、その上から切り抜いた修復紙を貼ります。修復紙側に糊をつける場合は、筆で紙の中心から外側にむかって糊を塗ります。糊はなるべく薄く均一に塗ります。貼り終わったらピンセットなどで本紙に紙繊維をなじませ、余分な部分を取り除いて、上から染めばけなどでたたいてしっかりと押しえます。繕った部分は、そのまま乾かすと紙が膨潤してゆがみがでてしまうので、不織布(レーヨン紙など)等をあててしっかりと重しをしながら、十分乾燥させます。

また、①文書の片面に文字や地図がある場合は、裏側から補修する、②両面に文字や地図がある場合は、文字が透けて見えるように薄い典具帖紙(てんぐじょうし)を使う、③片面だけでは弱い場合は両面から補修する、④公文



破れた部分を補修した地図

書などで綴ってある文書の場合、下の部分に糊の水分がしみこまないように繕う部分の下側に厚紙やクリアファイルなどをはさむ、などの点に注意しながら作業を進めます。また文書が酸化して弱くなっている部分には、カルシウム分を含む美柄紙を使うと酸化の進行を抑えることができます。

#### 修復に使用する和紙について

文化財の補修には楮紙、三桮紙、雁皮紙などの和紙を用いますが、破損した部分の補修や裏打ちには楮和紙を使います。楮和紙は繊維が長く接着したときになじみやすく、しなやかで丈夫であり、長期の保存に適しています。楮和紙には機械漉き・手漉き・厚さ・色・風合いなど多種あるので、文書の破損状況や、その紙の種類・厚さなどを考慮しながら補修する文書に近い補修紙を選び、用途に応じて使い分けします。実際に文書に触ってみて、手触りなどで判断し、補修する文書と同じくらいの厚さのものか少し薄めのものを使うとよいでしょう。

和紙には紙の目と表裏があります。補修に使う場合は、タテ目で使用するか、補修する文書の紙の目にあわせましょう。また、つるつるして光沢のあるほうを表として使用します。

典具帖紙は、ごく薄手の楮和紙（土佐産）で、機械漉きと手漉きのものがあり、大変薄いので文字のある部分の補修などに使います。

（下向井祐子）

#### 他館の紹介

#### —奈良県立図書情報館—

奈良県立図書情報館は、文書館（アーカイブズ）機能を併せ持った図書館として平成十七年十一月に開館した。昨年十一月にその内部を見学させてもらう機会があった。

最新の館らしく、外観はもとより、内部の設備も先端的である。中でも、国内最大級とされる自動書庫には（こういうものがあるとは知っていたが）驚かされた。同館のウェブサイトで動画を見ることができるので、インターネットを利用できる方は一度見ることをお勧めする。まるで何かの工場のようなのである。また、館名に「情報」と名のつくところ、多様な情報サービスを展開していることも特



奈良県立図書情報館外観

徴である（同館の『要覧』で知ることができるが、その全体を簡単に説明することは困難である）。

ただ、正直なところ、図書館としての機能と設備の新しさとサービスの特徴については、あまり関心が向かなかった。以下は、公文書や古文書を収集・整理・提供する施設として、つまり、普通の文書館（アーカイブズ）機能を持つ施設として見た場合の、ごく狭い紹介（および感想）である。

所蔵する文書の量は、『要覧』によれば十九年度末で、公文書が一万点強、古文書が二万点強である（ただし地図を含む）。公文書の中には、戦前の郡役所文書が二三〇〇点余り含まれており、奈良県庁文書は八〇〇〇点弱である。明治・大正期の県庁文書が四〇〇〇点以上あるのが特徴で、広島県と比べると戦前の県庁文書は相当充実している。

一方、現在の奈良県庁文書については、保存年限の満了した五年保存以上のものが移管されると県の行政文書管理規則によって定められている。この規則に基づいて移管が開始されたのが平成十五年度からである。

さて、どの館であれ、文書館（アーカイブズ）として見た場合、いつも注目してしまうのは、収蔵する資料類について、その館がどのような情報を提供しているのか、あるいは、提供していないのかで



貴重書庫内部

ある。

奈良県立図書情報館が提供している情報として目に付くのは、やはり強力なウェブ検索である。インターネット上の所蔵資料検索は、今どき珍しくないけれども、公文書（県庁文書・郡役所文書）・古文書・絵図を併せて検索できる仕組みは、研究資料を探す者にとって思わぬ発見をもたらしてくれるかもしれない。もちろん、公文書だけ、古文書だけと限定した検索もできる。

一方、提供されていないものとして気がついたのは、見る（眺める）ことができる文書の目録である。ウェブ検索は、入力した条件に該当するものを引っ張り出し、リストにして見せてはくれるが、あるまとまりを持った文書群の目録を見ようとする時には、少し勝手が違うようである。たとえば、明治期の奈良県庁文

書の全体を見渡したいと思った場合、ウェブ検索でどうすればよいのか、よくわからなかった。別にいただいた資料によれば、明治期の奈良県庁文書はおよそ二八〇〇冊近く所蔵されているとのことであるが、ウェブ上で、「奈良県庁文書」をキーワードにし、年代範囲を一八七〇～一九一一として検索した結果は七二〇点余りにしかなかった。データベースが整備途上にあるとも考えられるが、何か検索の際のテクニクが必要なのだろうか。

実は、この点は古文書にも当てはまる。「〇〇郡〇〇村〇〇家文書」をキーワードにして検索した結果は、その家文書の全体を示しているのだろうか。家ごとの文書目録の提供の有無について、見学の際に質問してみたのだが、利用者がいることのできる〇〇家文書目録というものは（紙であれ何であれ）「ない」とのことであった。尋ね方が悪いせいで、質問の意図が正しく伝わらなかったのかもしれないが、どうも気になって仕方がない。勝手な期待を言うようだが、今後の充実をお願いしたいところである。

ただ、館の全体像を考えれば、右のような感想は、かなり瑣末なことのようにも思われる。奈良県立図書情報館は、何よりも、最新の設備と多様な情報サービスを提供する新進の図書館と見る（評価する）のが適切なのかもしれない。

（長沢 洋）

平成二十年度  
行政文書・古文書保存管理講習会の報告

平成二十年度の行政文書・古文書保存管理講習会（当館と広文協〈広島県市町公文書等保存活用連絡協議会〉の共催）を十一月二十八日（金）、広島県情報プラザ第三研修室および広島県立文書館研修・会議室で開催しました。

午前の講演会では、いま制定に向けた動きが進んでいる国の文書管理法について、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」のメンバーである神奈川大学法学部の後藤仁教授を招き、公文書の包括的なマネジメントシステムとそれを支える法制度の整備についてお話しいただきました。

また、午後は行政文書と古文書の分科会を行いました。

行政文書分科会では、岡山県総社市の内田和弘氏に「総社市の史料文書収集の取り組み」と題し、ファイリングシステム



後藤仁氏の講演

ムによる文書管理の整備を進める同市の取り組みを御報告いただきました。

また、古文書分科会では、東広島市教育委員会の町史編さん専門員である尾川弘氏に、「安芸津町史」編纂における史料の収集・整理と目録作成について」と題し、町史編纂事業で受け入れた様々な史料の整理・目録作成の苦労について具体的に御報告いただきました。

広文協から

■平成二十年度第一回研修会

広文協（広島県市町公文書等保存活用連絡協議会）では、平成二十年度第一回研修会を九月二十六日（金）、安芸高田市で開催しました（参加者は一二機関、一五名）。

研修会では、安芸高田市総務課の高下正晴氏に「安芸高田市における文書管理の現状について」と題して御報告いただき、合併後導入された文書管理システムの内容と文書管理の今後の課題等についてお話しいただきました。また、同市役所本庁書庫の見学も併せて行いました。

その後、吉田歴史民俗資料館へ移動し、川尻真学芸員から、同館に移管された行政文書の保存状況について御説明いただきました。

お知らせ 文書館だよりは、平成二十一年度から年一回の発行となります。文書館ホームページに更新に努力しますのでご理解ください。

利用案内

■開館時間

\*月～金曜日 9時～17時  
\*土曜日 9時～12時

■休館日

\*日曜日、国民の祝日及び休日  
\*年末年始（12月28日～1月4日）

■交通

\*JR広島駅からバス（ベイシティ）經由広島港プリンスホテル方面行きで「広島県情報プラザ前」下車、又は路面電車（紙屋町經由広島港行き）で広電本社前下車約五〇〇m、県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第三十三号  
平成二十一年（二〇〇九）年二月十日発行  
編集発行 広島県立文書館  
広島市中区千田町三丁目七一四七  
電話 〇八二二四五一八四四四  
FAX 〇八二二四五四五四一  
ホームページ <http://www.prefhiroshima.jp/soumu/bunso/moujokan/index.htm>  
印刷 東光印刷株式会社